

倉敷市水道局建設工事等入札契約制度改正

1 水道施設工事における入札参加者の等級別入札参加資格の改正について

(1) 改正内容

水道施設工事における入札参加者の等級別入札参加資格を次のとおり変更する。

改正後		改正前	
工事設計金額	等級	工事設計金額	等級
300万円以上	A	300万円以上	A
4,000万円未満	B	3,000万円未満	B
500万円未満	C	500万円未満	C

※ 工事設計金額は、消費税額及び地方消費税額を含む。

(2) 施行年月日

令和3年6月1日以降の公告分から

2 水道施設工事における一般競争入札の地区要件の改正について

(1) 改正内容

水道施設工事における一般競争入札の地区要件を次のとおり変更する。

改正後		改正前	
工事設計金額区分	地区要件	工事設計金額区分	地区要件
1千万円以上 4千万円未満	3地区	1千万円以上 3千万円未満	3地区
4千万円以上5千万円未満	2地区	3千万円以上	1地区
5千万円以上	1地区		

※ 工事設計金額は、消費税額及び地方消費税額を含む。

※ 3地区とは、【倉敷】，【児島・水島】，【玉島・船穂・真備】をいう。

※ 2地区とは、【倉敷・児島】，【水島・玉島・船穂・真備】をいう。

(2) 施行年月日

令和3年6月1日以降の公告分から

3 土木設計における指名競争入札参加希望者の資料届出について

(1) 改正内容

次の技術者の配置を求める水道局が発注する土木設計の指名競争入札に参加を希望する場合、資料（別紙1）の届出を求めることとする。

なお、指名競争入札において棄権（無断欠席）をした場合は、以後の入札において、指名をしない可能性があるため、入札に参加できない場合は、開札までに電子入札システム上で「辞退」の処理を忘れないように行うこと。

(2) 配置を求める技術者

ア 技術士

- ・ 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条第1項に規定する技術士登録簿に登録された者をいう。この場合の技術部門は、技術士法施行規則（昭和59年総理府令第5号）第2条第10号に規定する上下水道部門とし、選択科目は同規則第11条の表の下欄に掲げる上水道及び工業用水道とする。

イ 技術管理者

- ・ 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項に規定する建設コンサルタント登録簿に登録された者をいう。ただし、登録部門は、上水道及び工業用水道部門に限る。

ウ R C C M

- ・ （一社）建設コンサルタンツ協会のシビルコンサルティングマネージャ（R C C M）資格制度規程第8条第1項に規定するR C C M登録システムに登録された者をいう。

(3) 届出先

倉敷市水道局水道総務課

(4) 届出時期

令和3年2月1日以降

(5) 名簿の有効期間

届出年の6月1日から翌年5月31日まで

（届出日が6月1日以後の場合は受付日の翌日からとする。）